

「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」

令和6年10月31日改定

はじめに

いじめの問題は、児童が夢と誇りをもち、生き生きと学校生活を送ることを妨げる重大な人権上の問題です。

平成25年に「いじめ防止対策推進法」（以下「法」という。）が成立し、法の規定を受けて「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）が策定されました。「国の基本方針」を踏まえて、各学校は「いじめ防止基本方針」を策定することが義務付けられました。

平成29年3月に「国の基本方針」の改定が行われ、改めて学校のいじめ対応の基本的な在り方が示されました。

＜重点事項＞

- けんかやふざけ合いであっても、見えないところで被害が発生している場合があることから、丁寧に調査した上でいじめに当たるか否かを判断する。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に「解消」とすることはできない。
- いじめが解消している状態とは、①被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為がやんでいる状態が相当の期間（3か月が目安）継続している、②被害者が心身の苦痛を受けていない（本人や保護者の面談等で心身の苦痛を感じていないかどうか確認する）、という二つの要件が満たされていることを指す。
- 教職員がいじめに関する情報を抱え込み、対策組織に報告を行わないことは法第23条第1項に違反し得ることから、教職員間での情報共有を徹底する。
- 学校は、いじめ防止の取組内容を基本方針やホームページなどで公開することに加え、児童生徒や保護者に対して年度当初や入学時に必ず説明する。

本校では、これまで「国の基本方針」を踏まえて策定された「北海道いじめ防止基本方針」（以下「道の基本方針」という。）並びに「小樽市いじめ防止基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を踏まえ、「小樽市立桂岡小学校いじめ防止基本方針」（以下「桂岡小の基本方針」という。）を策定するとともに、毎年見直しを行いながら、「桂岡小の基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応に向けた取組を行ってきました。

道は、いじめの問題への取組のさらなる充実に向けて、道と市町村及び国が一層連携して迅速かつ組織的な対応を徹底するとともに、学校間、地域間の連携を深め、児童生徒に係る全ての人々が共通の認識をもっていじめの防止等の取組を推進する必要があるため、令和5年3月に「道の基本方針」の一部を改定しました。この改定を受けて、小樽市は「市の基本方針」の一部を改定したことから、本校では「桂岡小の基本方針」を再度見直し、令和6年10月に改定を行いました。

第1章 いじめの防止等に関する基本的な考え方

1 いじめの理解

(1) 「いじめの定義」

法では、いじめを次のように定義している。

第2条 児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等、当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒の心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめを理解するに当たっての留意点

- いじめを受けた児童の中には、「いじめを受けたことを認めたくない」、「保護者に心配をかけたくない」などの理由で、いじめの事実を否定することが考えられることから、いじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめを受けた児童や周辺の状況等を踏まえ、客観的に判断し、対応する。
- インターネットを通じたいじめなど、本人が気付いていない中で誹謗中傷が行われ、該当児童が心身の苦痛を感じるに至っていない場合も、いじめと同様に対応する。
- 児童の善意に基づく行為であっても、意図せずに相手側の児童に心身の苦痛を感じさせてしまい、いじめにつながる場合もあることや、多くの児童が被害児童としてだけでなく、加害児童としても巻き込まれること、被害、加害の関係が比較的短期間で入れ替わる事実を踏まえ、対応する。
なお、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であってもいじめに該当するため、事案を法第22条及び条例第23条に基づいて設置する組織（以下「学校いじめ対策組織」という。）で情報共有して対応する。
- 「けんか」や「ふざけ合い」であっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。日頃からグループ内で行われているとして「けんか」や「ふざけ合い」を軽く考え、気付いていながら見逃してしまうことも少なくない。ささいに見える行為でも、表には現れにくい心理的な被害を見逃さない姿勢で対応する。
- 児童が多様性を認め、互いに支え合いながら、健やかに成長できる環境の形成を図る観点から、例えば、「性的マイノリティ※1」、「多様な背景を持つ児童※2」、「東日本大震災により被災し児童又は原子力発電所事故により避難している児童（以下「被災児童」という。）」等、学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に、当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

※1 「性的マイノリティ」とは、LGBT（L：女性同性愛者、G：男性同性愛者、B：両性愛者、T：身体的性別と性自認が一致しない人）のほか、身体的性、性的指向、性自認等の様々な次元の要素の組み合わせによって、多様な性的指向・性自認を持つ人のこと。

※2 「多様な背景を持つ児童」とは、発達障がい、精神疾患、健康課題のある児童や、支援を要する家庭状況（経済的困難、児童の家庭での過重な負担、外国人児童等）などにある児童のこと。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害児童と加害児童との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3か月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。

学校は、期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めに当たっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含めた集団で判断する。

上記のいじめが「解消している」状態とは、あくまで一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性やいじめを受けたことによる心理的な影響が容易には消えない場合も十分あり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する必要がある。

(4) いじめの重大事態

いじめによる児童生徒の自殺など重大事態が後を絶たないことを受け、国は、平成29年に法及び国の基本方針に基づく対応を徹底するために、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」が定められた。

<いじめの重大事態>

○ いじめにより生命、心身及び財産に重大な被害が生じた疑いがある場合（法第28条第1項第1号）

※①児童が自殺を企図した場合、②身体に重大な障害を負った場合、③金品等に重大な被害を被った場合、④精神性の疾患を発症した場合、などのケースが想定される。

○ いじめにより相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合（同第2号）

※相当の期間は、国の不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安としているが、日数だけでなく個々のケースを十分把握する必要がある。

第2章 本校が実施するいじめの防止等の取組

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめを見逃さず、豊かな人間関係を築く教育を行います

- 校長のリーダーシップの下、教員と心理や福祉等の専門スタッフとの連携・協働や学校のマネジメントが組織的に行われる体制を整備するとともに、家庭、地域、関係機関等と連携した「社会に開かれたチーム学校」として、いじめの未然防止、早期発見、事案対処における適切な対応に努めます。
- 児童が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組にとどまらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進めます。
- 児童が主体となって、いじめのない社会を形成するという意識をはぐくむため、児童の発達段階に応じたいじめを防止する取組が実践できるよう道徳教育や人権教育を充実させながら、指導、支援します。
- いじめは、どの学校にも、どのクラスにも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解消できるよう保護者、地域や関係機関と連携し情報を共有しながら指導に当たります。
- 情報化社会で適正な活動を行うための基になる考え方と態度を育成する情報モラル教育の取組を強化し、インターネット等の正しい利用方法等を学習させるとともに、インターネット利用等に関する小樽市のルール「おたるスマート7」等を通じて、生活習慣の改善とインターネット上のいじめに対処する体制を整備します。
- 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別面談を実施するなど、児童一人一人の状況の把握を組織的に行います。
- いじめを絶対に許さないこと、いじめられている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組みます。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、全教職員が「いじめは、どの児童にも、どの学校にも起こりうる」、「いじめ見逃しゼロ」という意識をもち、児童のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめを認知します。
- いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。いじめたとされる児童に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報を共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた児童への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応します。
- 保護者、地域住民、その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、児童の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取組を進めます。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織（本

校においては「いじめ防止委員会」という。)」に報告し、学校の組織的な対応につなげます。「いじめ防止委員会」において情報共有を行った後は、事実関係を確認の上、組織的な対応方針の下、被害児童を徹底して守り通します。

- 教職員は、児童に直接指導する立場にあることから、教職員の言動が児童に大きな影響力をもつとの認識の下、教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動により、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意します。

2 学校いじめ対策組織（法 22 条）

特定の教職員で問題を抱え込まず、学校が組織的に対応するため、本校においては学校いじめ対策組織として、「いじめ防止委員会」を設置する。【別紙 1】

＜構成＞

- ・ 校長、教頭、生活指導担当◎、低学年ブロック担任代表、高学年ブロック担任代表、養護教諭、（スクールカウンセラー）
- ※「心理・福祉等に関する専門的な知識を有する者」として、状況によってはスクールカウンセラー、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を得る。

＜役割＞

- ・ 「桂岡小の基本方針」の見直しを行うとともに、「桂岡小の基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・ いじめの相談・通報の窓口となる。
- ・ いじめアンケート調査の実施、児童及び保護者との教育相談の結果の情報を収集・整理・記録して共有し、いじめか否かの判断を行う。
- ・ いじめ解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を明確にした対処プラン【別紙様式 1】を策定し、確実に実施する。
- ・ 被害児童支援、加害児童指導体制・対応方針の決定と、保護者との連携を組織的に行う。
- ・ いじめの疑いのある情報があった場合には、緊急会議を開催し、当該学級担任を加え事実関係の把握、関係児童・保護者への対応等について協議し、聴き取りの実施、指導・援助の体制の構築、方針の決定及び保護者との連携等を行う。
- ・ いじめの重大事態の調査を学校主体で行う場合には、調査組織の母体になる。
- ・ いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。

＜留意事項＞

- ・ いじめ防止委員会は、校長が主宰して開催する。
- ・ 生活指導担当は、会の進行を行い、決定事項について職員へ周知・連絡を行う。
- ・ 記録は、教頭が行い、生活指導担当と確認を行った上で、共有フォルダ share「いじめ防止委員会」にデータで格納する。
- ・ SC、SSW等外部専門家の参加の調整や連携は教頭が行う。
- ・ 毎年「いじめ防止委員会」で、見直した「桂岡小の基本方針」は、学校運営協議会で承認を受け、ホームページに掲載して保護者及び地域に周知する。また、児童に対しては、chromebook の共有フォルダに格納し、全校朝会等で児童に周知する。
- ・ 学校評価において、児童、保護者からのアンケート調査、教職員の評価を行い、その結果を公表し、次年度の取組の改善に生かす。

3 教職員の責務

- 児童一人一人への丁寧で愛情をもったかかわりと生徒指導の三機能を生かしたかかわりを行い、心理的安全性の高い集団づくりを進め、「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめを許さない」学校風土の醸成に努める。
- 児童と信頼関係をつくり、「いじめ見逃しゼロ」への意識を高め、ささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階からかかわりをもち、いじめを看過したり軽視したりすることのないように努める。
- いじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに「いじめ防止委員会」に報告し、学校の組織的な対応につなげる。
- 組織的な対応に基づき、被害児童を徹底して守り通す。
- 不適切な認識や言動等により、いじめを助長することのないよう十分留意する。
- 生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、成果を共有するなどして、いじめ問題に適切に対応できる力を身に付ける。
- 校長は、教職員がいじめに係る問題を抱え込み、「いじめ防止委員会」に報告を行わないことは、法に違反し得る行為であることを、教職員に周知徹底する。

4 学校におけるいじめの防止等に関する措置

「未然防止」、「早期発見」、「適切かつ迅速な対処」の3つの段階に応じて、いじめの防止等に向けた効果的な対策を講じる。

(1) 未然防止

いじめの芽はどの児童にも生じ得ることを踏まえ、全ての児童を対象に、学校全体でいじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童同士が主体的にいじめの問題について考え、議論するなどのいじめの防止に資する活動に取り組む。

また、児童に対して、傍観者にならず、保護者、教職員又は関係機関等に相談し、いじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。

- 児童が、誰とでも適切な人間関係を築き、集団の一員として自覚と責任をもって行動できるような規律があり、人格が尊重され安心過ごせる集団づくりを行う。
- 児童の個性の発見とよさや可能性の伸長と社会的資質・能力の発達を支えるため、日常的に、児童への挨拶、声掛け、励まし、賞賛、対話、及び授業や行事等を通じた個と集団への働き掛けを行う。
- 学校全体における「いじめは絶対に許されない」という雰囲気醸成を図る。
- 「いじめに関する授業」の学期ごとの実施など、道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進、情報モラル教室の実施等、いじめをしない、させない態度・能力を育成する。
- いじめを受けていると感じた際に、いじめが生じている集団から離れ、学校内外を問わず誰かに相談することを促す指導を促進する。
- 児童自らがいじめについて学び、主体的に考え、児童自身がいじめの防止を訴えるような取組を推進する。
- 学校の教育活動全体を通じて、教員と児童との信頼関係を構築する。
- いじめの問題の理解と対応にかかわる学期ごとの校内研修等を通じて教員の資質の向上を図る。
- 児童が性犯罪・性暴力の加害者、被害者、傍観者にならないよう学校教育全体を通じて性暴力防止に向けた「生命（いのち）の安全教育」を行う。
- 児童及び保護者を対象としたいじめ（ネット上のいじめも含む。）防止のための啓発活動を推進する。

- 学校便り、学級便り、家庭訪問などを通じて家庭と相互の連携・協力を図る。
- 配慮を必要とする児童の交友関係等の情報を把握し、学校生活の節目に適切な指導を行う。
- 「性的マイノリティ」とされる児童に対して、プライバシーに十分配慮しながら、日頃から適切な支援を行うとともに、児童に対して必要な組織的指導を行う。
- 「多様な背景をもつ児童」については、保護者と連携し、日常的に当該児童の特性等を踏まえた適切な指導を行うとともに、周囲の児童に対して必要な組織的指導を行う。

(2) 早期発見

いじめは大人が気付きにくく、判断しにくい形で行われることが多いという認識の下、「いじめ見逃しゼロ」に向け、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりをもち、いじめを隠蔽、看過、軽視することなく、いじめを積極的に認知する。

- いじめ防止キャンペーン、アンケート調査、「ほっと」「アセス」の活用、教育相談の実施等により、早期の把握と相談しやすい体制を整備する。
- 「いじめ防止委員会」による事実関係の把握と積極的ないじめの認知を行う。
- スクールカウンセラーによる個別面接を実施する。
- 保健室、相談室等の利用及び電話相談窓口を周知する。
- 行動記録や会議等による情報の共有と教育委員会への報告を行う。
- ネットパトロールなどによるインターネット上のいじめの状況把握及び関係機関との連携を強化する。

(3) 適切かつ迅速な対処

いじめの発見・通報を受けた場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、適切なアセスメントに基づき、迅速かつ組織的に対応し、いじめを受けた児童を守り通し、傷ついた心のケアを行うとともに、いじめを行った児童に対しては、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導を行う。【別紙2】

- 「桂岡小の基本方針」や早期発見・対処マニュアルに情報共有の手段や共有すべき内容を報告書等に明記する。
- いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童を守り通し、安心して教育を受けられる環境を確保する。
- いじめを受けた児童へのスクールカウンセラー等による教育相談を行う。
- いじめを行った児童に対しては、当該児童の人格の成長を旨とする教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。
- いじめを見ていた児童に対して、自分の問題として捉え、早期に学校・家庭・関係機関等に知らせることを促す指導をする。
- いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の保護者への支援・助言を行う。
- いじめを行った保護者への協力要請及び助言を行う。
- 保護者会を開催するなどして、保護者と情報を共有する。
- 関係機関や専門家等との相談・連携を図る。
- 「いじめ」が暴行や傷害等犯罪行為に当たると認められる場合や、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる場合などは、直ちに警察に通報して、いじめを受けた児童を守る。その際、学校での適切な指導・支援を行い、いじめを受けた者の意向にも配慮した上で、警察に相談・通報し、連携して対応する。
- いじめを受けた児童に対しては、事情や心情を聴取し、児童に合わせた継続的

なケアを行う。

- いじめを行った児童に対しては、事情や心情を聴取し、再発防止に向けて適切に指導するとともに、児童の状態に応じた継続的な指導及び支援を行う。
- これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関と連携して取り組む。

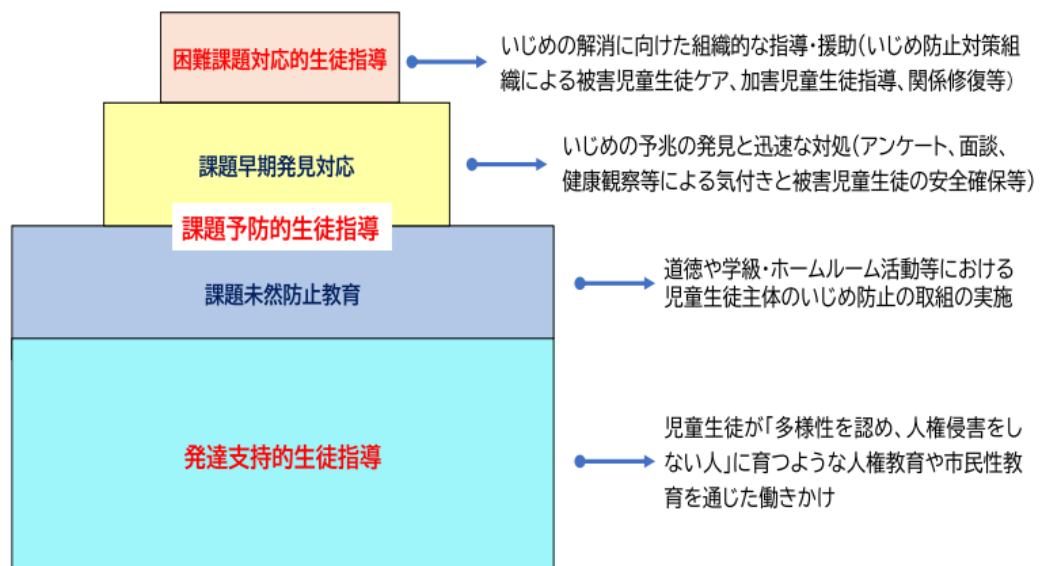


図9 いじめ対応の重層的支援構造

文部科学省「生徒指導提要」（令和4年12月）

第3章 学校いじめ防止プログラム

	4月	5月	6月（強調月間）
教職員	○ いじめ防止委員会 ・学校いじめ防止基本方針の改訂、共有 ・ホームページ等での公開 ・組織の役割・事案への対処マニュアル等の確認・共通理解	○ いじめ防止委員会 ・いじめアンケートの実施方法等について	○ いじめ防止委員会 ・いじめの認知 アンケート、教育相談の結果を情報共有し、対処の検討 ○ 校内研修
	課題予防的生徒指導・学校ネットパトロール		教育相談 児童・保護者
児童	○ 児童会運営委員・校長懇談① ・公約の取組について	- 人権の花運動 ・異学年交流 ○ ハイタッチ運動 ・朝の挨拶	○ いじめアンケート調査① ○ 児童会運営委員・校長懇談②・いじめ防止基本方針 ○ いじめ防止標語の募集 ○ 銭函地区児童生徒会ミーティング（6月26日）
家庭・地域	○ 保護者会全体会 ・いじめ防止に係る方針と取組について説明 ○ 学校運営協議会① ・学校経営方針（いじめ対策）	○ 個人懇談 ・いじめの実態把握	○ 保護者会 ○ 豊足神社祭（22・23巡回） ○ 学校運営協議会② ・いじめの認知件数等情報共有
市教委	○ 「すこやかな成長を願って」配付（新1年生）		- 子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン ○ 登校支援室運営委員会

	7月	8月	9月
教職員	○ いじめ防止委員会 ・学校いじめ防止基本方針の策定 ・ホームページ等での公開 ・組織の役割・事案への対処マニュアル等の確認・共通理解 ○ 全校朝会 ・学校いじめ防止基本方針	○ 銭函地区小中合同研修会 ・生徒指導の取組	○ 前期学校評価（児童・保護者アンケート）
	課題予防的生徒指導・学校ネットパトロール		
児童	人権の花運動 ・異学年交流		
	○ いじめ防止標語の募集		○ 児童会後期認証式 ○ 児童アンケート実施
家庭・地域		○ 学校運営協議会③ ・情報交換	○ 保護者会 ○ 市P連子育て研修会 ○ 保護者アンケート実施
市教委	- 子どもたちの安全・安心を守るキャンペーン ○ いじめ問題対策連絡協議会 ○ ネットパトロール講習会	○ 不登校連絡研修会	

	10 月	11 月（強調月間）	12 月
教職員	○ いじめ防止委員会 ・ いじめアンケートについて 課題予防的生徒指導・学校ネットパトロール	 教育相談 児童・保護者	○ いじめ防止委員会 ・ いじめの認知 アンケート、教育相談の結果を情報共有し、対処の検討 ○ 次年度学校経営方針 ・ いじめ防止に係る方向性の提示
児童	ハイタッチあいさつ運動 本を読んで木を完成させよう （11 月） ○ 後期児童会運営委員・校長懇談①	○ いじめアンケート調査② ・ いじめ防止について ○ 人権の花運動（閉会） ○ どさんこ子ども地区会議 in しりべし ○ 銭函地区児童生徒会ミーティング	全校集会 「仲良くなろう！全学年交流」 異学年交流（給食交流会） 校内にいるサンタを探せ
家庭・地域	○ 学校運営協議会④ ・ 情報交換	○ 個人懇談 ・ いじめの実態把握	○ 保護者会 ○ 学校運営協議会⑤ ・ いじめの認知件数、現状等の報告
市教委	○ 教育講演会 ○ 不登校対策研修会	いじめ防止キャンペーン ○小樽いじめ防止サミット ○不登校対策連絡協議会	
			○ いじめ問題対策研修会 ○ いじめ防止標語の表彰

	1 月	2 月	3 月
教職員	○ いじめに関する研修 課題予防的生徒指導・学校ネットパトロール	○ いじめ防止委員会 ・ 学校いじめ防止基本方針 「桂岡小の基本方針」見直し（案）の作成	○ いじめ防止委員会 ・ 「桂岡小の基本方針」見直し（案）の検討 ○ 職員会議 ・ 「桂岡小の基本方針」見直し（案）決定
児童	全校スタンプラリー	○ 児童会運営委員・校長懇談② ・ いじめ防止について ○ 全校朝会	
家庭・地域	○ P T A事務局会議 ○ 町内会との懇談	○ 学校運営協議会評価 ・ 「桂岡小の基本方針」見直し（案）の意見交換 ○ P T A事務局会議 ・ 「桂岡小の基本方針」見直し（案）の意見交換 ○ 保護者会	
市教委	○いじめ問題対策研修会（オンデマンド）	○ 1 1 月以降いじめの実態と指導の状況調査	